

○石巻地方広域水道企業団情報セキュリティポリシー

令和6年10月1日

石広水訓令乙第7号

石巻地方広域水道企業団情報セキュリティポリシー（平成18年石広水訓令乙第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 石巻地方広域水道企業団情報セキュリティポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、石巻地方広域水道企業団（以下「企業団」という。）が、情報セキュリティに関する法令及び規制の遵守並びに情報資産の適正な管理により、情報資産の保護と情報セキュリティの維持及び向上に努めることを目的とする。

（定義）

第2条 本ポリシーにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 組織が保有する電子的な情報及びデータをいう。
- (2) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (3) 機密性 情報を利用する権限を有する者のみが、当該情報を利用できる状態を確保することをいう。
- (4) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報を利用する権限を有する者が、必要な時に中断されることなく、当該情報を利用できる状態を確保することをいう。
- (6) セキュリティインシデント サイバー攻撃や情報漏えいなど、組織の情報セキュリティの脅威となる状態又は出来事をいう。
- (7) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための情報通信網及びその構成機器をいう。
- (8) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク等により構築される、特定の目的を達成するための情報処理の仕組みをいう。
- (9) セキュリティレベル セキュリティの重要度を段階的に示したものをいう。

（適用範囲）

第3条 本ポリシーは、企業団において扱われるすべての情報資産に適用される。

（職員の責務）

第4条 企業団職員は、情報セキュリティに関する方針及び規定を遵守し、情報資産を適正

に管理する責任を負う。

(情報セキュリティの組織体制)

第5条 情報セキュリティの組織体制、役職及び役割は、別表のとおりとする。

(情報セキュリティ対策)

第6条 情報セキュリティ対策について、次のとおり実施する。

- (1) 情報資産の分類 企業団の情報資産は、情報の機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、適正な管理を行う。
- (2) アクセス制御 企業団は情報資産に対するアクセス制御を適切に行い、不正アクセスを防止する。
- (3) システム開発及び運用のセキュリティ 企業団は、システム開発及び運用において、情報セキュリティを考慮した設計、開発及び運用を行い、情報資産を保護する。
- (4) 情報セキュリティ意識の向上 企業団は、すべての職員に対して情報セキュリティの重要性を啓蒙し、情報セキュリティに関する教育及び訓練を実施し、情報セキュリティ意識を高める。
- (5) セキュリティインシデント対応 企業団は、セキュリティインシデントが発生した場合には、迅速かつ適正な対応を行い、再発防止策を講じる。
- (6) 業務委託先の管理 企業団は、業務委託先に対して、情報セキュリティに関する規定を明確にし、適正な管理を行う。

(監査・評価)

第7条 企業団は、情報セキュリティに関する監査及び評価を定期的に行い、情報セキュリティの維持及び向上に努める。なお、監査は、最高情報統括責任者が指名した者が行う。

(具体的な情報セキュリティ対策)

第8条 具体的な情報セキュリティ対策は、本ポリシーに基づき策定する「石巻地方広域水道企業団セキュリティポリシー取扱マニュアル」に定める。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、この訓令に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

組織体制の名称	役職等	主な役割
最高情報統括責任者	企業長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業団におけるネットワーク、情報システム、情報資産及び情報資産の情報セキュリティを統括する。
ネットワーク管理者	事務局長 （ネットワーク管理者が不在の場合、統括情報セキュリティ管理者がその職務を代行する。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最高情報統括責任者を補佐する。 ○ 情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、最高情報統括責任者の指示に従い、最高情報統括責任者が不在の場合には、自己の判断において、必要な措置を行う権限及び責任を有する。 ○ ネットワークにおける設定の変更、運用及び更新等を行う権限及び責任を有する。 ○ ネットワーク、情報システム及び情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。
統括情報セキュリティ管理者	事務局次長 （統括情報セキュリティ管理者が不在の場合、経営企画課長がその職務を代行する。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネットワーク管理者を補佐する。 ○ 情報セキュリティ管理者に対し、情報セキュリティに関する指導及び助言を行う。 ○ 情報セキュリティについて監査を実施する。
情報セキュリティ管理者	所属長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報システムが、適正に運用されているかを管理する。 ○ 所属内の情報セキュリティに関する権限及び責任を有する。 ○ 所属内で導入及び運営している情報システムの情報セキュリティ実施手順を策定し、その管理に関する権限及び責任を有する。 ○ 所属内において、ポリシーの普及及び指導を行い、遵守の徹底を図る。

			<ul style="list-style-type: none"> ○ セキュリティ侵害があった場合、直ちに情報セキュリティ担当者に対処を指示し、速やかに統括情報セキュリティ管理者へ侵害内容及び状況等を報告する。
情報セキュリティ担当者	所属長より指名された者		<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティ管理者の指示の下、所属内の情報セキュリティ対策等を実施する。 ○ セキュリティ侵害時、情報セキュリティ管理者の指示の下、対処する。
情報化推進委員会			<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティポリシーの策定及び改訂の提案を行う。 ○ 情報セキュリティや情報化対策等に関する事項を協議する。 ○ 情報セキュリティポリシーの推進に関し協議する。
情報セキュリティ運営事務局	ネットワーク部門	経営企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○ ウイルス対策の徹底、セキュリティ侵害の監視を行う。 ○ セキュリティ情報を収集し、必要に応じて庁内ネットワークへの対処及び各課への周知を行う。 ○ 各情報システムのセキュリティレベルを調査する権限を有する。 ○ ネットワーク管理者の指示により、ネットワークの構築、設定変更、運用及び更新等を行う。
	ポリシー部門	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報セキュリティポリシーの教育を推進し、遵守状況を調査する。